

《臨時期日前投票所の設置について》

本庁および各支所における期日前投票所のほかに、次の臨時期日前投票所を設置します。

臨時期日前投票所	設 置 期 日	衆議院小選挙区
山方公民館諸沢五区分館	10月27日(水) 9:00~12:00	茨城県第4区
野沢会館	10月27日(水) 13:30~16:30	
檜山公民館	10月28日(木) 9:00~12:00	茨城県第1区

◆投票所入場券について

投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6人分をまとめて送付します(6人を超える世帯には複数枚お送りします)ので、**投票する際は、必ずご自身の投票所入場券を切り離して投票所に持参してください。**

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示どおりに記入したかを確認して投票する方法です。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆投票所の変更について

前回選挙時から第29投票区の投票所が変更になっています。

(変更前) 美和山村開発センター → (変更後) **美和支所(常陸大宮市高部5281-1)**

対象地域にお住まいの方はご注意くださいますようお願いいたします。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

手続きの流れは以下のとおりです。

- ① 投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)
不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。**必ず本人が記入してください。**電子メールやファクシミリでは受付することができません。
※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所および各支所にも配置しています。
- ② 投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)
常陸大宮市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。
- ③ 不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)
投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。
※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。
※不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
※投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

- 1 郵便等投票証明書の申請手続き
 - ① 「郵便等投票証明書」の交付申請
【必要な書類】ア 申請者本人が署名した申請書
(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)
イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証
 - ② 「郵便等投票証明書」の交付
市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。
※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。